

徳島大学医学部自己点検・評価委員会規則

(設置)

第1条 徳島大学医学部に、徳島大学医学部自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 点検・評価に関すること。
- (2) その他自己評価等に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 基礎医学系の教授 2人
- (2) 臨床医学系（病院を含む。）の教授 2人
- (3) 医科栄養学科の教授 1人
- (4) 保健学科の教授 1人

2 前項各号に掲げる委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、3分の2以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席をもとめて、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、医学部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し、必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成4年11月26日から施行する。

2 この規則施行の際、現委員である者の任期は第3条第2項の規定にかかわらず、平成5年11月15日までとする。

附 則

1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に選出される第3条第1項第4号の委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず平成13年11月15日までとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後、最初に選出される委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成16年10月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。